

議 第 53 号

平成31年2月18日提出

熊本市植木温泉福祉交流館条例を廃止する条例の制定について

熊本市植木温泉福祉交流館条例を廃止する条例を次のように制定する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市植木温泉福祉交流館条例を廃止する条例

熊本市植木温泉福祉交流館条例（平成22年条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市植木温泉福祉交流館条例（平成22年条例第25号）を廃止するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。